

特例介護給付費、特例訓練等給付費について（ご案内）

1 概要

障害福祉サービスの支給を申請した日から支給決定された日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由があり、市が必要と判断した場合には障害福祉サービスの利用ができます。ただし、地域生活支援事業は対象外です。

- ・対象サービス：支給申請に係る障害福祉サービス（申請していないものは対象外）
- ・支給量：支給決定された支給量の範囲内であること

2 特例介護給付費・特例訓練等給付費

支給申請日から支給決定の前日までに、やむを得ない理由によりサービス提供を受けた場合、サービスにかかる費用は一旦全額利用者負担となります。

特例介護給付費等支給申請書等を提出することにより、自己負担分（総費用額の一割もしくは利用者負担上限月額）を差し引いた金額（特例介護給付費・特例訓練等給付費）を支給します。ただし、実費は支給対象外です。

3 必要書類

- (1) 特例介護給付費等支給申請書【利用月毎に作成してください】
- (2) サービス提供証明書【サービス提供事業所にて作成してください】
- (3) 実績記録票の写し【原本は事業所で保管し、写しを提出してください】
- (4) 領収書
- (5) 振込先口座を確認できるもの（通帳の写し）
- (6) 本人の確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (7) マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカード、通知カード）

4 支給の流れ

- ① サービスの支給申請・特例介護給付の事前相談
- ② サービス利用（特例介護給付）
- ③ 支給決定に向けた認定調査等
- ④ 障害支援区分認定審査会
- ⑤ サービスの支給決定・受給者証発行
- ⑥ サービス利用（障害福祉サービス給付）
- ⑦ 特例介護給付費等支給申請書の提出
- ⑧ 特例介護給付費の審査
- ⑨ 特例介護給付費の決定
- ⑩ 特例介護給付費の支払（口座振込）